



Title	国際刑事司法における手続重複の規律
Author(s)	越智, 萌
Citation	大阪大学, 2015, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/51875
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 ＜a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed >大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論 文 内 容 の 要 旨

氏 名 （ 越 智 萌 ）	
論文題名	国際刑事司法における手続重複の規律
論文内容の要旨 重大な国際犯罪についての正義追求、真実究明、適正手続の保障という三つの普遍的価値を国際社会全体で実現することを目指し、国際刑事司法システムの構築が試みられてきた。これら犯罪の訴追を行う権限の単位である刑事司法権として、従来の国内刑事司法権に加え、旧ユーゴスラヴィア国際刑事法廷、国際刑事裁判所、特別アフリカ裁判部等が、近年次々と創設された。重大な国際犯罪訴追を行う刑事司法権は、正義追求の価値実現のため、管轄権の競合を不可避なものとして拡散してきた。その結果、複数の刑事司法権間の手続が重複し、真実究明と適正手続の保障の価値実現を阻害するという新たな問題が発生した。また、各刑事司法権の創設の根拠となる法は、国内法、国際機構の決議、多国間条約等様々であり、事件を扱う刑事司法権によって適用法が異なるという状況にある。そのため、国際刑事司法の三つの普遍的価値を実現するためには、法的根拠に多様性のある刑事司法権に共通の、手続重複を規律する法規範が必要となる。手続重複を統一的に規律する法規範が、国際刑事司法の実行と共に発展していない場合には、国際社会が構築を試みてきた国際刑事司法システムが、依然として不安定なものであることが指摘され得る。 このような問題意識から、本論文では、重大な国際犯罪訴追を行う刑事司法権間での手続重複を規律するような、各刑事司法権に共有される法規範の存否を明らかにすることを目的として分析を行った。本論文は、問題背景及び分析方法について説明する第一部と、手続重複を規律する法規範の存否に関する分析のうち、再度の訴追や裁判の規律について考察する第二部、及び、複数の刑事手続が同時に行われることの規律について考察する第三部で構成される。 第一章「刑事司法権の分類と管轄権の競合」では、各刑事司法権の分類を行い、その多様性と発展を整理した上で、手続重複の起こる可能性について問題状況を明らかにすることを試みた。第二章「手続重複を規律する法規範の存在形式と確認方法」では、国際刑事司法における手続重複を規律する法規範の存在形式と、その確認方法について考察した（以上、第一部）。第三章「先行の判決——一事不再理原則」では、先行の判決がある場合を国内で規律してきた一事不再理原則が、異なる刑事司法権間での再度の訴追や裁判を規律する法規範として存在するかについて検討した。第四章「先行の非裁判的終結——一事不再理原則と恩赦」では、一事不再理と関連する問題のうち、先行の手続が確定判決以外の方法で終結されている場合について、特に恩赦に焦点をあてて検討した（以上、第二部）。第五章「同時進行する捜査及び訴追の規律——並行捜査及び並行訴追の禁止」では、刑事手続が同時進行することを規律するための法規範として、並行捜査及び並行訴追を規律するような原則の存否について分析した。第六章「同時進行する裁判の規律——被告人在廷原則」では、国際刑事司法領域で適用可能な被告人在廷原則の存否の確認を試みた（以上、第三部）。 結論は、以下のようにまとめられる。まず、国際刑事司法における手続重複を規律する法規範がどのような法の形式として存在し得るかについて、もう一つの不文の法である慣習国際法としての確認が困難であること、及び国際刑事判例で用いられてきた実行があることという二つの理由から、国際法における不文の法の存在形式の一つであると考えられている、法の一般原則として確認し得ると結論付けた。 次に、国際刑事司法における手続重複を規律する法の一般原則の存否については、以下のような結論が得られた。国際刑事法に関連する諸法規の比較分析及び国際刑事司法領域における特徴や趣旨及び目的との整合性に関する分析の結果、国際刑事司法における手続重複を規律する法の一般原則として、一事不再理原則、並行訴追禁止原則、被告人在廷原則の三つが、各刑事司法権に共有される法規範として存在すると考えられることが確認された。再度の訴追や裁判を規律する一事不再理原則と、並行する訴追や裁判を規律する並行訴追禁止原則及び被告人在廷原則という三つの原則の相互の補完により、刑事手続の重複の場面が包括的に規律され得ることになる。 これら三つの法の一般原則が実際に適用されるためには、依然として、各刑事司法権に対して適用可能な法規則としての体现及び具体化を要する。国際刑事司法における手続重複を規律するような法規範は、国際刑事司法システムの安定性の指標でもあるため、これらの法の一般原則が今後、条約や慣習国際法等のかたちで体现及び具体化されることが、国際刑事司法システムの発展にとって重要であるといえる。	

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (越 智 萌)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	教授	真山全
	副 査	教授	村上正直
	副 査	教授	松田岳士
	副 査	准教授	和仁健太郎

論文審査の結果の要旨

【**中心的論点**】ジェノサイド罪、人道に対する犯罪や戦争犯罪といった国際社会全体の法益を侵害する国際犯罪の処罰制度が1990年代半以降急速に構築され、各国国内法整備に加え、様々な国際的な刑事裁判所の設立が進んだ。かかる状況における大きな問題は、相互に独立のいくつもの処罰主体が同じ国際犯罪に対して管轄権を行使する際の実体的及び手続的な規範の統一性ないし共通性をいかに確保するかである。罪刑法定主義や犯罪構成要件に係わる諸問題の他、捜査、証拠の扱い、時効、在廷の必要性、一事不再理効や再審といった多くの点において各裁判所がそれぞれに判断すれば、統一的な原則が発展せずにフラグメンタルな状態が続くことになる。そこでは、いずれの裁判所で審理を受けるかで被告人の権利に相違が生じ、同一行為で複数の裁判所で裁かれるという事態も起こる。しかし、国際刑事法は、深刻な国際犯罪の不処罰免罪防止確保のため管轄権が重なることを問題視せず、国際社会全体の法益侵害への対処制度であるにもかかわらずそこから生じる統一性の欠如や断片化問題への関心は乏しかった。また、被告人の権利保護の意識も国際刑事法は相対的に希薄であったといえる。

越智学生学位請求論文「国際刑事司法における手続重複の規律」は、断片化された処理ではなく何らかの統一的な原則ないし規則によって規律されることが正義追求、真実究明及び適正手続の確保のため必要であるとした上で、既にそのような原則が国際法の法源の一である「法の一般原則(*general principles of law*)」として生成されつつあることを示すものである。つまり国際刑事法は、様々な手法でともかくも処罰を確保しようとするだけの段階をこえ、統一的原則に規律されることによって処罰制度としての正当性を高める段階に入りつつあるというのである。国際軍事裁判所や旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所のような処罰確保を主要目的として特殊の背景で緊急に設置された国際的刑事裁判所の時代を過ぎ、正当性の高い従って安定的な法制度を構築すべきであり、実際にそのような制度となりつつあるとの指摘は重要である。

【**構成及び分析手法**】越智論文は、三部から構成される。第一部「刑事司法権の併存状況と規律する法規範の分析方法」では、国際犯罪処罰のための全体の枠組みを「国際刑事司法」と呼びつつ、複数の管轄権が重複して存在している状態にあることを説明し、さらに各処罰主体間で手続に関する統一的原則が生じるとしたらどのような方法でその存在が確認できるかを検討する。前者の管轄権重複状況に関しては、国内法に基づく各国の刑事裁判所の他、国連安保理事会決定に基づく裁判所、多数国間条約による裁判所や国連と国家との合意に依る裁判所など設立根拠により分類し、さらに、国際的な管理の程度による分類も「国際性」という表現を使用しつつ試みている。その上で管轄権重複がどのような範囲で実際に生じているのかを見ている。後者の問題、すなわち、重複を規律する法原則がいかなる形式で存在しうるかとその確認方法については、普遍的な条約がない以上、慣習国際法として存在するか、国際法の第三の法源とされる法の一般原則としてあるかという問題になるという。本論文は、判例、国際的文書及び学説によって、法の一般原則として存在すること及びその存在を証明するための方法論をここで提示する。

第一部は、方法論に係わる検討が主であるが、統一的原則の存在形式として法の一般原則に着目したまさにその点が注目される。従来は、多種多様の国際犯罪処罰主体を繋ぐ理論としては、「裁判所の共同体」論といった見解しかなかったことからすれば、より実定法的な視点から捉えられることを示した意義は大きいといえる。もっとも、慣習国際法の存在を証明する方法とどのように相違するか、つまり、慣習国際法ではなく法の一般原則であるとする積極的な証明はどのようになされるかについてやや議論が不足している。また、法の一般原則の拘束性の捉え方についてもさらに説明が必要で、国際法としての法の一般原則と国際刑事法のそれが同一であるかも厳密にいうなら証明が必

要である。右の諸点は、結局のところ、国際法の法源論や、国際法と国際刑事法の包含関係の問題にかかわる大きな問題であって、この段階では法の一般原則であるとした上で個別的な問題を使ってさらにこれを追究する他はなく、本論文も第二部と第三部において個別的論点を検討する。

第二部は、「再度の訴追や裁判の規律」として一事不再理と恩赦を取り上げ、第三部では複数の処罰主体で「並行する刑事手続の規律」として「同時進行する」捜査訴追及び被告人在廷原則を扱っている。一事不再理の原則は、通常は同一の処罰主体内で妥当すると認識されるから、一国で裁判があっても他の国又は機関で同一被告人を同一行為で裁くことはありえた。恩赦についても同様で、一国の恩赦が他国の刑罰主権行使を妨げない。しかし、国際刑事司法、特に国際的な刑事裁判所間において同一行為について何度も処罰されるのであれば、それが実現しようとする価値を損ねる。これを適正に規律するために、異なる設立根拠を持ち国際性においても相違する各種の裁判所の間で統一的規則があるのかを第一部で検討した方法論に従い見ている。各裁判所の判決や他の国際的文書を用い、確定判決や非裁判的終結方法である恩赦が別の処罰主体に与える効果や意味を定めるのは何であるかを分析しているのである。第三部も同様の視点から、今度は捜査及び公判の段階に目を向け、そこでも何等かの統一的規律が見られないかを分析する。

こうした各論的検討の結果、各裁判所の判決や国際的文書からはやはり統一的原則は、法の一般原則という形式をとってありうるという結論を得ている。前述の通り、慣習国際法と法の一般原則の区分は難しいが、越智論文が判決等を子細にながめて一般慣行の存在にさほど裁判所が依拠していないこと等から法の一般原則と性格付けたことは妥当であると思われる。なお、第一部で示した方法論を使用して第二部及び第三部の各論的検討をしたというよりは、第一部での仮定を第二部及び第三部で証明したという方がいいのであろう。

【意 義】 この三部構成によって越智論文は、一定の国際犯罪処罰の際の「手続重複」について、法の一般原則が各種の処罰主体を統制しつつあることを示した。もちろん、本論文は、統一的原則があるべきとの前提を予め設けて、本来は裁判不能を回避するための消極的目的で国家間の国際裁判で用いられてきた法の一般原則に無理に結びつけている訳ではない。本論文の分析は実証的であって、法の一般原則としての規律及びその発展の可能性を手続重複処理の側面で示している。こうした法の一般原則による規律と認識することによって、国際刑事司法や国際刑事法と呼ばれる分野が一個の単位としてより安定し、本論文がその冒頭に指摘した正義追求、真実究明及び適正手続という三つの普遍的価値も確保されるであろう。手続重複問題の検討を通じ統一的な規則の存在可能性を示した本論文は、国際刑事法の現段階を踏まえつつ発展の方向性を示した点でも先駆的なものといえる。以上から申請者に博士の称号を授与できると審査員は一致して判断する。なお、剽窃防止申合に従い、本論文に剽窃がないことを確認した。(丁)